

令和 7 年度

草加市人事行政の運営等の状況

令和 8 年 9 月

草 加 市

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの、市の人事行政の運営状況をお知らせします。

1 職員数や職員の採用・退職に関する状況

正規職員（令和8年3月1日現在）

（単位：人）

部局	職員数	採用	再任用	退職者
市長事務部局	1208	94	13	54
市立病院	543	43	－	47
議会事務局	12	－	－	1
教育委員会	142	8	4	9
選挙管理委員会	5	－	－	－
監査委員事務局	7	－	－	1
農業委員会	1	－	－	－
上下水道部	53	3	3	8
合計	1971	148	20	120

フルタイム会計年度任用職員（令和8年3月1日現在）（単位：人）

部局	職員数	採用	退職者
市長事務部局	361	71	64
市立病院	101	28	24
議会事務局	1	0	0
教育委員会	79	3	4
監査委員事務局	1	0	1
上下水道部	14	2	0
合計	557	104	93

2 職員の人事評価の状況

人材育成システムにおいて、職員の職務を通じて発揮された意欲や能力・実績の評価を行っています。

これらの評価結果を人事異動や昇格等の資料として活用し、能力実績に基づく人事管理を行っています。

※正規職員の人事評価の概要になります。

3 職員の給与の状況

正規職員の給与の状況について、以下のとおりとなります。

(1) 平均給料月額及び平均年齢（令和 7 年 4 月 1 日現在）※市長事務局

平均給料月額	300,463円
平均年齢	38歳 9月

(2) 初任給の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

大学卒	行政職給料表 1 級 2 9 号給
高校卒	行政職給料表 1 級 1 3 号給

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

8時30分～17時15分

(1日当たり：7時間45分、1週間当たり：38時間45分)

(2) 休暇の種類（正規職員が取得できる休暇の抜粋）

有給	年次有給休暇（※）	年20日を限度に付与
	病気休暇	3か月以内（公務災害を除く）
	特別休暇	出産、忌引、夏季休暇、リフレッシュ休暇等
無給	介護休暇	6か月以内
	介護時間	1日につき、2時間を超えない範囲

※令和7年度の正規職員の平均取得日数は14.0日

(3) 時間外勤務の状況

部局	総時間数 (時間)	職員数 (人)	1人当たりの 年間時間数 (時間)	1人当たりの 月間時間数 (時間)
市長事務部局	169,077	1,203	141	12
市立病院 (医療職を除く)	2,795	39	72	6
議会事務局	362	12	30	3
教育委員会 (学校等を除く)	14,979	94	159	13
選挙管理委員会	2,203	5	441	37
監査委員事務局	66	7	9	1
農業委員会	13	1	13	1
上下水道部	4,874	54	90	8
合計（平均）	194,369	1,415	137	11

※正規職員分の集計です。

※異動等があるため、対象職員数は月当たりの平均職員数です。

※1人当たりの時間数の数値は四捨五入しています。

5 職員の休業に関する状況

育児休業、部分休業の取得状況

部局	育児休業	部分休業
市長事務部局	105 (男性37、女性68)	58 (男性4、女性54)
市立病院	36 (男性5、女性31)	26 (男性0、女性26)
議会事務局	2 (男性0、女性2)	0
教育委員会	6 (男性3、女性3)	0
監査委員事務局	1 (男性0、女性1)	0
上下水道部	1 (男性1、女性0)	2 (男性0、女性2)
合計	151 (男性46、女性105)	86 (男性4、女性82)

※正規職員分の集計です。

※選挙管理委員会、農業委員会はなし。

6 職員の分限及び懲戒処分等の状況

(1) 分限処分

休職処分 34人（うち病気休職 34人）

分限処分とは、職責を果たせない場合に、降任、免職、休職、降給を任命権者（市長等）が行う処分です。

(2) 懲戒処分

2人

懲戒処分とは、職員の職務専念義務違反等の道義的責任を問うもので、戒告、減給、停職、免職を任命権者（市長等）が行う処分です。

(3) 希望降任

なし

7 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除

職務専念義務免除 278件（人間ドック等）

(2) 営利企業等従事の許可

許可件数 670件（国勢調査調査員等）

(3) 公益通報

なし

公益通報とは、公益を守るために、職員が職務上知り得た他の職員の行政運営上の違法な行為などを第三者委員会に通報することです。

8 職員の研修の状況

階層別能力開発研修	・新規採用職員研修 ・中級職員研修 ・上級職員研修 ・主査研修 ほか
派遣研修	・自治大学校派遣研修 ・彩の国さいたま人づくり広域連合派遣研修 ・民間企業派遣研修 ほか
自己啓発	・通信教育講座
組織・人材開発研修	・課題別研修 ほか

※正規職員の研修の概要になります。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

埼玉県市町村職員共済組合	・短期給付（健康保険） ・長期給付（年金） ・福祉事業（保健、貸付、保養所等）
健康診断	・定期健康診断、特殊健康診断
外部委託 (アウトソーシング)	・レクリエーション施設等の提供
厚生部活動への補助	・なし

(2) 公務災害

(単位：件)

区分 部局	公務災害	通勤災害	計
市長事務部局	5	7	12
市立病院	21	7	28
教育委員会	4	1	5
合計	30	15	45

※議会事務局、選挙管理委員会、監査委員事務局、農業委員会、上下水道部はなし。

(3) 勤務条件に関する措置の要求

令和7年度中に措置要求はありませんでした。

職員が給与や勤務時間について、公平委員会に改善を要求できる制度です。

(4) 不利益処分に関する審査請求

令和7年度中に審査請求はありませんでした。

職員が任命権者（市長等）により不利益な処分を受けたと思うときに、公平委員会に審査請求ができる制度です。